

農林土木工事〔森林〕におけるＩＣＴ活用工事試行要領

（趣旨）

第１条 この要領は、静岡県が発注する農林土木工事〔森林〕において、「ＩＣＴの全面的な活用」（以下、「ＩＣＴ活用工事」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。

（対象とする工事）

第２条 ＩＣＴ活用工事は、次に示す工種を含む工事を対象とする。

（１）土工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ土工」という。）

原則として、１件の工事における扱い土量（※）の合計が 1,000 m^3 以上の下記の工種を含む発注工事。

- ・掘削工
- ・盛土工
- ・床掘工
- ・路体盛土工
- ・路床盛土工
- ・法面整形工

※ 土工量 1,000 m^3 以上の工事とは、土の移動量の計が 1,000 m^3 以上のものである。

例えば、掘削土量 500 m^3 、埋戻し土量 500 m^3 の工事は 1,000 m^3 と数える。

（２）舗装工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ舗装工」という。）

原則として、１件の工事における施工面積が3,000 m^2 以上の下記の工種を含む発注工事。

- ・不陸整正工
- ・下層路盤工
- ・上層路盤工

（３）法面工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ法面工」という。）

原則として、下記の下記の工種を含むＩＣＴ土工の対象工事において実施する。

- ・植生工
- ・吹付工（コンクリート、モルタル）
- ・吹付法枠工
- ・法面整形工（※取扱い土量の合計が 1,000 m^3 未満の下記の工種を含む発注工事。）

（４）付帯構造物設置工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ付帯構造物設置工」という。）

原則として、下記の下記の工種を含むＩＣＴ土工、ＩＣＴ舗装工の対象工事において実施する。

- ・コンクリートブロック工
- ・緑化ブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工
- ・側溝工（プレキャストＵ型側溝、Ｌ型・自由勾配側溝）
- ・管渠工、暗渠工
- ・縁石工
- ・基礎工（堤防・護岸）（現場打基礎、プレキャスト基礎）
- ・護岸工（海岸コンクリートブロック工、コンクリート被覆工）
- ・護岸付属物工

（５）擁壁工

原則として、下記の下記の工種を含むＩＣＴ土工の対象工事において実施する。

- ・擁壁工

（６）治山ダム

原則として、下記の下記の工種を含む工事において実施する。なお、従来施行において、森林整備保全事業施工管理基準を適用しない工事は適用対象外とする。

- ・コンクリート谷止工

- ・コンクリート床固工
- ・間詰工
- ・側壁工
- ・副ダム工
- ・垂直壁工
- ・水叩工

（ＩＣＴ活用工事）

第３条 ＩＣＴ活用工事とは、以下に示す施工プロセスにおいてＩＣＴを全面的に活用する工事である。

- （１）３次元起工測量
設計照査のために３次元データを作成する。
- （２）３次元設計データ作成
（１）で作成した測量データ等と設計図書を用いて、ＩＣＴ建設機械による施工及び３次元出来形管理に用いる設計データを作成する。
- （３）ＩＣＴ建設機械による施工
（２）のデータを用いてＩＣＴ建設機械により施工を行う。
- （４）３次元出来形管理等の施工管理
施工後の出来形を（２）のデータと比較して出来形確認を行う。
- （５）３次元データの納品
３次元データを納品する。

（発注）

第４条 林野庁所管の補助または交付金事業の実施に際して、発注の際の当初における積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。

- ２ 各発注機関は、試行対象工事の発注に当たり、公告文にＩＣＴ活用工事の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。

（ＩＣＴ活用工事の実施手続）

第５条 受注者は、契約書に付された特別仕様書に基づきＩＣＴ活用工事の実施を希望する場合、協議書を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し指示することにより、ＩＣＴ活用工事を実施することができる。

また、ＩＣＴ活用工事として発注していない工事において、受注者から希望があった場合は、受発注者間で協議し、取り扱いを決定するものとする。なお、ＩＣＴ活用工事として事後設定したときは、本要領の適用の対象として取り扱うものとする。

（費用計上）

第６条 発注者は、表１に示す積算資料により積算する。

表１ 積算資料

対象工事	事業等所管省庁	積算資料等
森林整備保全事業に係る工事	静岡県	農林土木工事〔森林〕におけるＩＣＴ活用工事積算要領
	林野庁	・森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事試行積算要領（土工、附帯構造物、法面工、作業土工（床掘）、舗装工、擁壁工、治山ダム工） ・治山林道必携（積算・施工編）

（工事成績）

第７条 ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点するとともに、「各種取組による加点」

項目で1点加点することができる。

(監督・検査)

第8条 ICT活用工事を実施する場合の監督・検査は、本要領及び表2～8に示すICT活用工事に関する各基準、取扱により行うものとする。なお、本要領と表2～8示す各基準、取扱が相違する場合は本要領を優先するものとする。

表2 ICT活用工事に関する基準、取扱（共通）

段階	名 称	適用
施工	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〔国交省〕	○
	農林土木工事施工管理基準(案)(出来形管理基準及び規格値)	○
	農林土木工事共通仕様書 施工管理関係書類(帳票:出来形合否判定総括表)	○
	森林整備保全事業数量算出要領〔林野庁〕	○
	森林整備保全事業におけるICT活用工事施工管理要領〔林野庁〕	○
	治山・林道工事におけるICT活用工事の進め方について〔林野庁〕	○

表3 ICT活用工事に関する基準、取扱（土工）

段階	名 称	適用
全般	静岡県ICT活用工事運用ガイドライン土工編(案)〔県交基部〕	○
施工	森林整備保全事業施工管理基準〔林野庁〕	○
	森林整備保全事業ICT活用工事試行実施要領〔林野庁〕	○
検査	3次元計測技術を用いた出来型管理の監督・検査要領(土工編)(案)〔国交省〕	○

表4 ICT活用工事に関する基準、取扱（舗装工）

段階	名 称	適用
		森林
施工	森林整備保全事業ICT活用工事試行実施要領〔林野庁〕	○
検査	3次元計測技術を用いた出来型管理の監督・検査要領(舗装工編)(案)〔国交省〕	○

表5 ICT活用工事に関する基準、取扱（法面工）

段階	名 称	適用
施工	森林整備保全事業ICT活用工事試行実施要領〔林野庁〕	○
検査	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(案)(法面工編)〔国交省〕	○

表6 ICT活用工事に関する基準、取扱（付帯構造物設置工）

段階	名 称	適用
施工	森林整備保全事業 ICT活用工事試行実施要領〔林野庁〕	○
検査	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(案)（付帯構造物設置工編）〔国交省〕	○

表7 ICT活用工事に関する基準、取扱（擁壁工）

段階	名 称	適用
施工	森林整備保全事業 ICT活用工事試行実施要領〔林野庁〕	○
検査	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(案)〔国交省〕	○

表8 ICT活用工事に関する基準、取扱（治山ダム工）

段階	名 称	適用
施工	森林整備保全事業 ICT活用工事試行実施要領〔林野庁〕	○
検査	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(案)〔国交省〕	○

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。